

失われた台場を追え！ －播磨町所在 古宮台場編－

永恵裕和

1 台場・砲台研究の課題

近年関西において台場研究が盛り上がりを見せている。この背景には、大阪府枚方市所在の樟葉台場が国指定史跡に指定されたことや、同堺市堺台場の再発見などがある（後藤ほか2018）。ただし、これらは、大阪湾防衛や、朝廷の存在した京都防衛の観点から進められており、大阪湾沿岸ではない、各地の沿岸台場研究については、実はあまり進んでいない。

兵庫県教育委員会では、平成23年度から県内に残る台場・砲台について悉皆的に調査をし、その成果を公表している（兵庫県教育委員会2013）。兵庫県内では、姫路藩や赤穂藩・豊岡藩が幕府の要請に従って台場の構築を進めていた。また同時に明治期にはそれらの台場の大半が陸軍の所管となったことが明らかにされている（原2002）。このことは、大阪湾岸に限らない沿岸諸藩の海防政策のあり方に加えて、台場群が明治時代以後にどう扱われたのかという陸軍の海防政策の実態を解明することが必要であることを示している。まさに、「軍事施設である台場は、本来単体ではなく一連の諸施設によって、一定海域の総合的な防衛を目指すものである。それゆえ広域的な防衛体制の理解には、面的な把握が不可欠」（兵庫県教委2013）であり、面的把握のために、個別の台場の位置や構造などの基礎情報の整備が課題である。

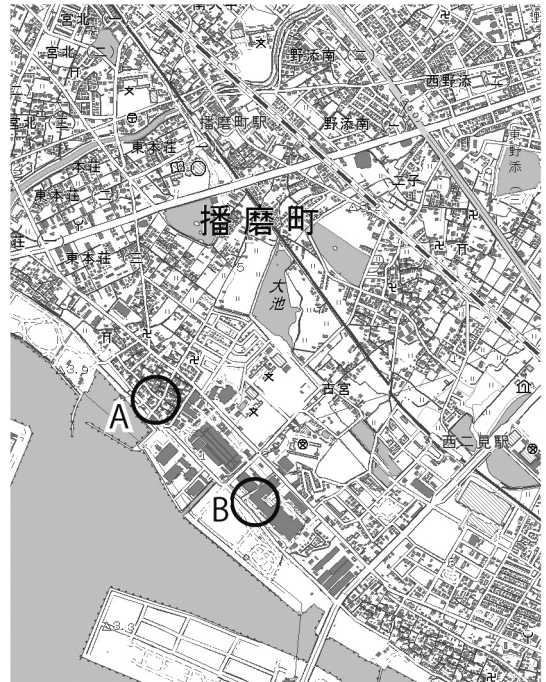


図1 古宮台場の位置（Aは県教委2013の位置、Bは本稿で判明した位置、国土地理院発行2.5万分1地形図を利用）

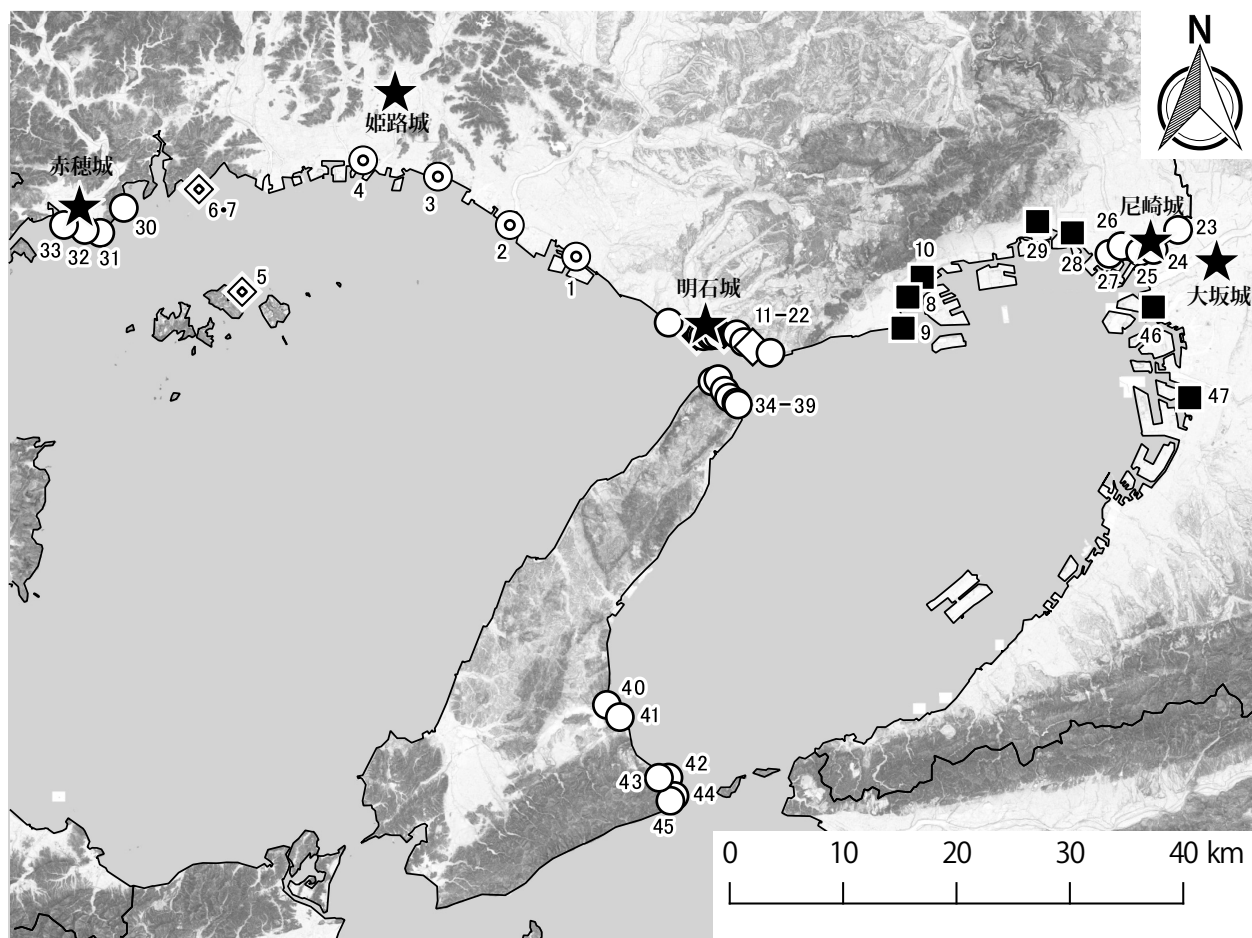
2 文久～元治年間の台場築造ラッシュ

(1) 大阪湾をめぐる幕府の海防政策

安政元（1854）年に、ロシア軍艦ディアナ号が大阪湾へと侵入する事件が起こる。これに対応して、大坂警備を担っていた大坂城代土屋寅直が畿内近国の大名を率いて湾岸の警備を実施することとなったが、当時はまだ台場は構築されなかった。この事件以後、孝明天皇を始めとする朝廷側が過度な反応を示したことで、大坂だけでなく京都を視野にいたれた防衛構想が立ち上がることとなる（後藤ほか2018）。この防衛構想を受ける形で、文久～元治年間（1860年代）に、大阪湾周辺に幕府・尼崎藩・明石藩・姫路藩・赤穂藩・徳島藩が相次いで、海防のための台場を領内に構築していく。

(2) 姫路藩による台場の築造

姫路藩の台場構築は、①嘉永2年の江戸幕府による海防強化令に基づくもの、②文久年間によるも



No.	名称	管轄	築造年
1	古宮台場	姫路藩	文久3 (1863) 年
2	高砂向島台場	姫路藩	文久3 (1863) 年
3	福泊台場	姫路藩	文久3 (1863) 年
4	播磨台場	姫路藩	文久3 (1863) 年
5	家島天神鼻台場	姫路藩	嘉永3 (1850) 年
6	室津1号台場	姫路藩	嘉永3 (1850) 年
7	室津2号台場	姫路藩	嘉永3 (1850) 年
8	湊川砲台 (台場)	幕府	元治元 (1864) 年
9	和田岬砲台 (台場)	幕府	元治元 (1864) 年
10	海軍操練所	幕府	元治元 (1864) 年
11	垂水村丘上台場	明石藩	文久2 (1862) 年
12	舞子台場	明石藩	嘉永6 (1853) 年 文久3 (1863) 年改修
13	山田村台場	明石藩	文久2 (1862) 年
14	狩口丘上台場	明石藩	文久2 (1862) 年
15	八幡神社浜台場	明石藩	嘉永6 (1853) 年
16	稲爪神社浜台場	明石藩	文久2 (1862) 年

No.	名称	管轄	築造年
17	中崎水主町台場	明石藩	文久2 (1862) 年
18	中崎山助山台場	明石藩	文久2 (1862) 年
19	波戸崎台場	明石藩	文久2 (1862) 年
20	築山台場	明石藩	文久2 (1862) 年
21	出崎台場	明石藩	嘉永6 (1853) 年
22	松江台場	明石藩	文久2 (1862) 年
23	今福台場	尼崎藩	文久3 (1863) 年
24	初島新田台場	尼崎藩	文久3 (1863) 年
25	大高洲新田台場	尼崎藩	文久3 (1863) 年
26	未新田台場	尼崎藩	文久3 (1863) 年
27	丸島新田台場	尼崎藩	文久3 (1863) 年
28	今津砲台	幕府	慶応2 (1866) 年
29	西宮砲台	幕府	慶応元 (1865) 年
30	丸山台場	赤穂藩	元治元 (1864) 年
31	御崎台場	赤穂藩	文久3 (1863) 年
32	唐船台場	赤穂藩	文久3 (1863) 年

No.	名称	管轄	築造年
33	松ヶ鼻台場	赤穂藩	元治元 (1864) 年
34	松帆台場	徳島藩	文久元 (1861) 年
35	拂川台場	徳島藩	文久元 (1861) 年
36	龍松台場	徳島藩	文久元 (1861) 年
37	長谷川台場	徳島藩	—
38	古城下台場	徳島藩	文久元 (1861) 年
39	石屋神社境内台場	徳島藩	—
40	炬口台場	徳島藩	文久3 (1863) 年
41	霞 (大浜) 台場	徳島藩	文久3 (1863) 年
42	六本松台場	徳島藩	—
43	丸山台場	徳島藩	文久元 (1861) 年
44	高崎台場	徳島藩	—
45	生石台場	徳島藩	文久3 (1863) 年
46	天保山台場	幕府	元治元 (1864) 年
47	堺台場	幕府	安政元 (1854) 年 元治元 (1864) 年

図1 兵庫県南部の江戸期台場位置図

(◇は嘉永年間、○は文久年間、□は元治年間構築。うち姫路藩の台場は◎・◇)

の2時期に大別できる(兵庫県教委2013)。

嘉永年間には、藩領の西端である室津とその対岸の家島に台場が構築された。既往調査によると、室津台場や家島天神台場は海に飛び出し、播磨灘を航行する船舶を扼する位置となっている。嘉永年間の

台場群は、海へせり出す半島状の丘陵端部や家島の海に面する崖面等に構築されており、藩領内の小規模な海峡を意識した占地とみることができる。

一方で、文久年間に構築される、古宮台場・高砂台場・福泊台場・飾磨台場の4つの台場は詳細な位置は不明であるが、海に面した平野部に占地したと考えられている（兵庫県教委2013）。これらの台場のうち、嘉永2年の台場群は立地の特徴から後世の改変を免れ、現在でも遺構を確認することができるが、文久年間の台場群はいずれも平地に構築されたため、後世の開発を受け大まかな所在地以外には内容の把握がなされていない。その帰結として、明石藩舞子砲台や徳島藩松帆台のように地表面に明瞭に痕跡をとどめるもの以外は、部分的な保存目的発掘調査も実施されておらず、台場の平面構造も不明である。

本稿では、それらのうち、検討が煮詰まった古宮台場について、新たに見出した国立公文書館に所蔵されている明治期の史料の分析を基礎に、位置と構造を検討する。

3 古宮村字小谷砲台についての史料 - 砲台返附届出を読む -

(1) 史料の概要

古宮村字小谷砲台について、今回見出したのは、国立公文書館所蔵「播磨国加古郡小谷砲台内務省へ返附届」（『公文録』明治11年・第70巻・明治11年8月～9月・陸軍省伺（8月・9月）〔請求番号〕公02308100〔件名番号〕015）である（図3）。

この史料は記載内容から、古宮村内の字「小谷」に所在する砲台を、管轄する陸軍省で「入用無」くなったため、陸軍省から内務省に同地を返附するために作成された届出である。返附にあたっては、具体的に砲台の面積を算出しており、その面積は、未返附地を除き、「七百五坪五合五夕」（＝約2331㎡）であった。

ここで興味深いのは、返附先が内務省となっていることである。各藩の城郭等の取り扱いを定めた明治6年（1870）

太政官布告「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」では、陸軍省が所管していた全国の城郭・陣屋・台場のうち不要のものを国有財産として大蔵省へと引き継いでいる（森山1970）。この中で取り扱われなかった台場については、その後の明治8年（1872）1月25日付太政官達第15号によると「全国防禦線確定」までは「従来ノ儘存在可致」することになっており、地方行政を所管する内務省にも同様の指導を行うことが達せられている。このことから、各地の砲台は、陸軍省所管であり、何らかの理由で他へ返還する際には、国有財産を所管する大蔵省へ引き継がれるものと、地方行政等を所管する内務省に引き継がれるものの2種類があったことがわかる。

(2) 絵図の内容

絵図は、届出に添付された「播磨国加古郡古宮村字小谷砲台六百分之一図」である。縦27cm横36cmの横長の和紙に描かれ、「海面」が青色に、「土塁」が緑色に、「○」印の除外地にかかる筆界が朱色を用いて表現されている。「間・尺・ノ」で長さを示し、砲台の求積には直角三角形と方形を

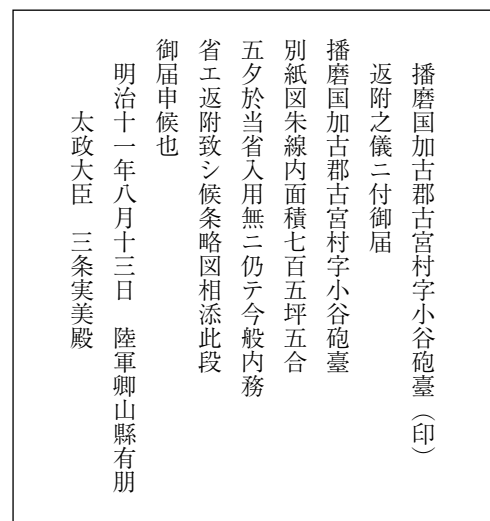
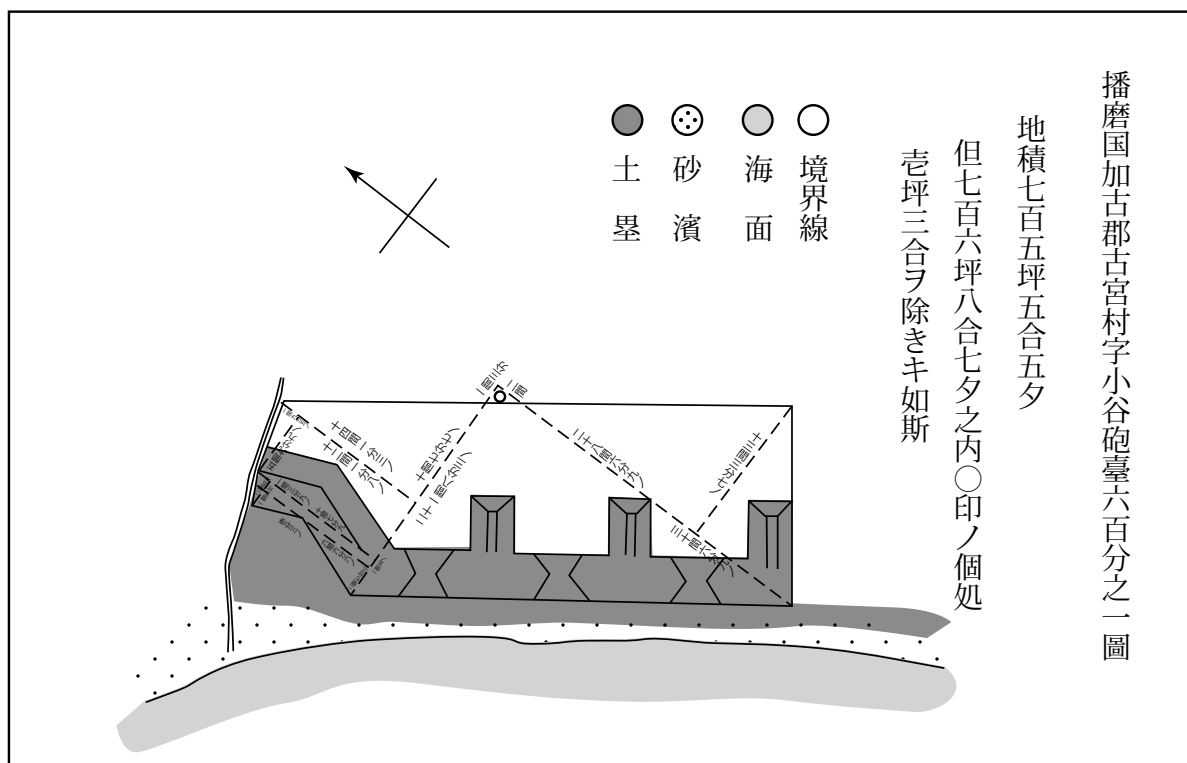
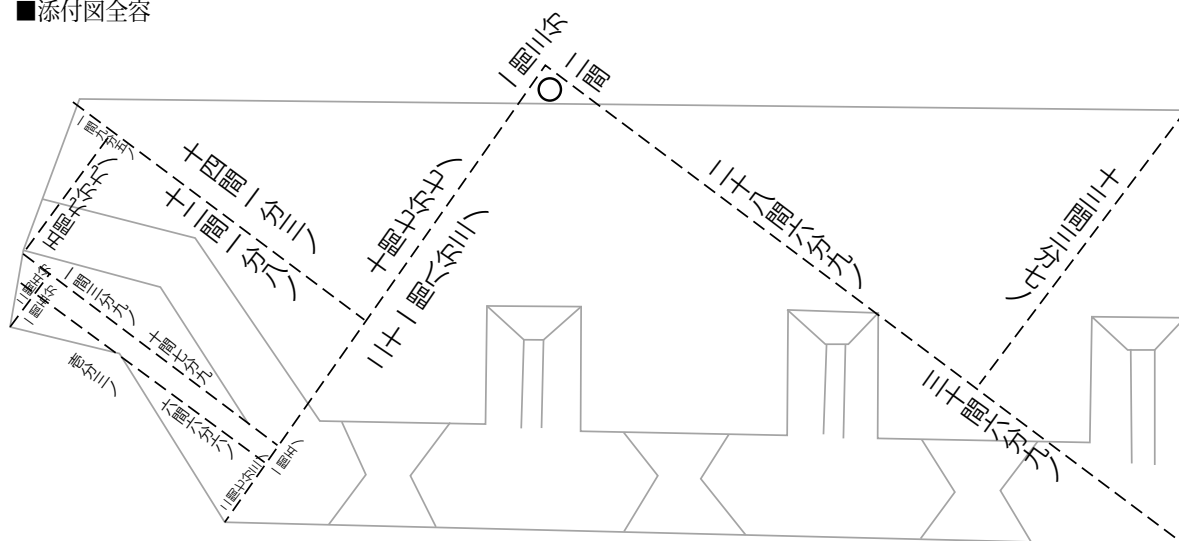


図3 返附届出



■添付図全容



■部分拡大図

図4 国立国会図書館蔵「播磨国加古郡小谷村砲台内務省へ返附届け」記載図

※原図はS=1/600、トレースにあたって、S=1/1,000に改めた)

(国立公文書館デジタルアーカイブを利用。請求番号：公02308100、件名番号015・公文録明治11年8月～9月・陸軍省伺(8月・9月)

用いる。

描かれた小谷砲台の特徴は、①台場が海浜部に沿う平地にあること、②石垣がないこと、③土塁が海浜方面のみであること、④土塁北西部が屈曲すること、⑤土塁にチキリ状の描写が3つあること、⑥土塁の彩色が土塁と海浜との間にも塗られていること、である。

(3) 絵図の分析

①について嘉永年間の室津台場・家島台場が海に向かって飛び出す丘陵上部に構築されていることと好対照である。また②③について、石垣に囲まれておらず、海浜部のみに土塁が設けられていることは、この台場が純粹に大砲の砲座であり、船舶からの上陸にたいして、砲台が「トーチカ」のように機能することを意図していないと考えられる。一方で④について、土塁に設けられたいわゆる「折れ」とみることができるが、隣接して虎口や城門などが描かれていない（設けられていない）ことから、海浜部の路次を取り込み、動線に横矢をかける構造ではないと思われる。屈曲する土塁の北西には、絵図上で縦方向に小河川のようなものが描かれ、海に向かう先端部では扇状に砂浜が広がっており、小規模な扇状地形となっている。このことから、この屈曲は先行する地形に影響されたものと考えることができる。

⑤について、必ずしも、土塁内部に描かれる稜線が示すものが判然としませんが、平面形がチキリ状のものが3つ設けられ、これに対応して土塁も南西端で直角に折れ、同じ長さで角度で北東方向に罫紙上から直角に2つ伸び、長方形の土塁で囲われた空間を3つ作り出している。このことから、チキリ状部分は土塁に設けられた砲口で、大砲の水平方向の射界を確保するためにチキリ状となっていると考えられる。

さらに⑥について、この図のみでは砲台の詳細な位置はわからないが、行政区の変遷からは加古郡古宮村は現在の播磨町に属している。播磨灘に面する播磨町・明石市西端部では海浜部に1～2m程度の海成崖（波蝕崖）が存在している。小谷砲台はこの海成崖（波蝕崖）の上に構築されたため、崖による段差をも砲台前面の土塁と合わせて土塁の下端部（砲台の海側防壁）として（少なくとも作図者は）捉えていると推察できる。この着色は作図者の錯誤ではなく、意図をもった着色である可能性が高い。

以上の検討から、小谷砲台は海上を航行する船舶への大砲射撃拠点であり、陸上での戦闘や周囲の街道等を取り込んだ関門的な機能はなかったと考えられる。

4 史資料にみる小谷砲台と古宮台場 —小谷砲台は古宮台場か—

次に問題となるのは、この小谷砲台が姫路藩古宮台場と同一か否かということである。まず史料にある小谷砲台の返却年である明治11年以前の陸軍省年報（以下、年報）を用いて当時の陸軍省所管の砲台を把握する。

年報は、陸軍省が実施した事業を、性格ごとにまとめた行政資料で、用地面積や兵営の位置、印刷事業の内容、徴兵の員数等が記載されている。なお、第1回年報では「上梓ノ急ナルヲ以テ暫ク之ヲ闕如」した状態であったため、明治9年の第2回年報において初めて、陸軍の「諸官廨並所轄地坪建坪建

表1 第2回年報「諸官廨並所轄地坪建坪明細」に記載のある兵庫県内の砲台群

名称	所在	地坪
石堡塔	同 兵庫東出町字川崎46番地	1332
空 石堡塔	同 兵庫和田岬	2170
同	同 武庫郡西ノ宮街	1547.5
同	同 今津村字東濱	1134
空砲臺	同 飾磨郡 飾万津字沼海臺290番地	1733.17
同	同 加古郡高砂字東風請第2番地	745.51
同	同 印南郡福泊村沖ノ濱第499番地	731.02
同	同 揖西郡室津字藻振第720番地	1615.843
同	同 室津字宮崎第74番地	16.15
同	同 室津字燈籠堂736番地	35.75

表2 第4回年報「土地返附表」より抜粋

紀年	返附之月	地名	旧所用	地坪
11年	7月	兵庫県下播磨国加古郡古宮村	旧砲台	705.55

坪明細」が掲載された。この「明細」の中から、兵庫県の砲台等を抽出したのが表1である。

「空砲台」とされた6つはいずれも所在地から姫路藩領に該当する地域にあたる。この段階ではす

で小谷砲台が「明細」に含まれていない。小谷砲台の年報での初出は、2年後の第4回年報「工兵方面事業－土地受領返附－返附之部」で「兵庫県下加古郡旧砲台ハ元来民有地ニシテ且ツ当省ニ於テ必用ノ見込ナシ」と記され、「土地返附表」には表2のように記載されている。地番と面積、紀年から、これが小谷砲台を指すことは明白である。なお、「明細」記載の6つの砲台は、明治22年（1887）まで陸軍省が所管することとなる（明治22年4月16日付陸軍省令）。

次に姫路藩領の台場について記された史資料には、『酒井家文書 姫陽秘鑑』（兵庫県1988）・『高砂雑誌』（高砂市1997）・『飾磨郡誌』（飾磨郡教育会1927）がある（表3）。それぞれの史資料は性格や作成年次が異なるにも関わらず、記載されている台場は共通しており、少なくとも姫路藩が構築した台場群は古宮・飾万津・高砂・福泊・室津の5つが確実に存在していたことがわかる。そして、表1～3を通観すると、小谷砲台を含む5つの砲台と、姫路藩の5つの台場が共通していることが判明する。

以上のことから、陸軍省所管の砲台はもともと姫路藩が構築した台場であり、「古宮村字小谷砲台」は、姫路藩の「古宮台場」を引き継いだものと考えて間違いはない。

5 空中写真の分析と現地調査 – 古宮台場はどこか –

(1) 空中写真と立体視による同定

さらなる問題は、小谷砲台＝古宮台場の所在地の確定である。古宮村字小谷は、現在の加古郡播磨町古宮字小谷に該当するが、図5の通り当該字一帯は現在では工場となっており、往時の姿を留めていない。そこで、改変が加わる以前の地形を写した1960年代の航空写真を用いて、当該字付近の立体視を行い、田畑の地割に遺る高低差を図化した（図6）。

南東から北東にかけて海浜部の段差と考えられる段差が確認でき、そのちょうど先端部にあたる図6中央部分aに崩れたS字のような平面形で屈曲を持つ地形の高まりが確認できた。この高まりの北西側は扇状に開いており、開いた箇所を挟んで海岸線はさらに北西へと延びる。このS字状の高まりは1つの長方形の区画（南東端はb）で収まっており、他の地点では高まりは確認できなかった。この長方形の区画の面積は図上で約2,200㎡を測る。

小字が「小谷」であること、屈曲を持つ高まりがありそれが届出添付の絵図と平面形が類似していること、その高まりが属する区画の面積が約2,200㎡であり、史料1にある届出記載の面積と近似することから、高まりを含む長方形の範囲が小谷砲台＝古宮台場であったと考えられる。

(2) 現地踏査

上記の検討により、古宮台場の位置が確定できた事を受け、令和2年6月14日、筆者は播磨町郷土資料館の深井明比古氏とともに、現地確認を実施した。なお確認にかかる立ち入りに際しては、現土地所有者の株式会社ノザワ播磨工場滝川舜一業務部長と近藤信行生産課長のご協力を賜った。

台場が所在したと考えられる地点は、現在では大部分で作業ヤードの床としてコンクリートが貼ら

表3 史資料に記載の姫路藩の台場群

史資料名	古宮	飾万津	高砂	福泊	室津	荒井	備考
姫陽秘鑑	○	○	○	○	○	-	「海岸後固合図約束之事」『酒井家文書』
高砂雑誌	○	○	○	○	○	○	近世地誌
飾磨郡誌	○	○	○	○	○	-	砲手の談話

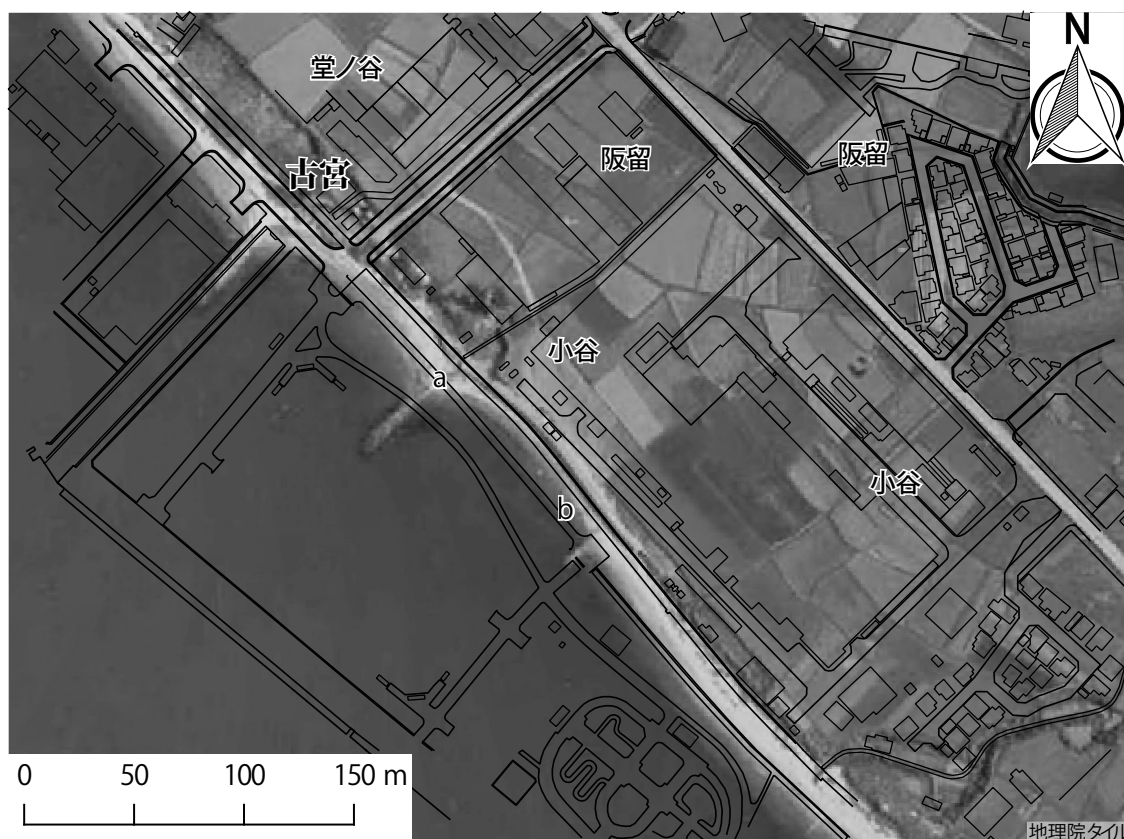


図5 航空写真（国土地理院撮影の空中写真：MCG611A-C18-19610601）と国土地理院基盤地図情報05F723-20181001の合成図

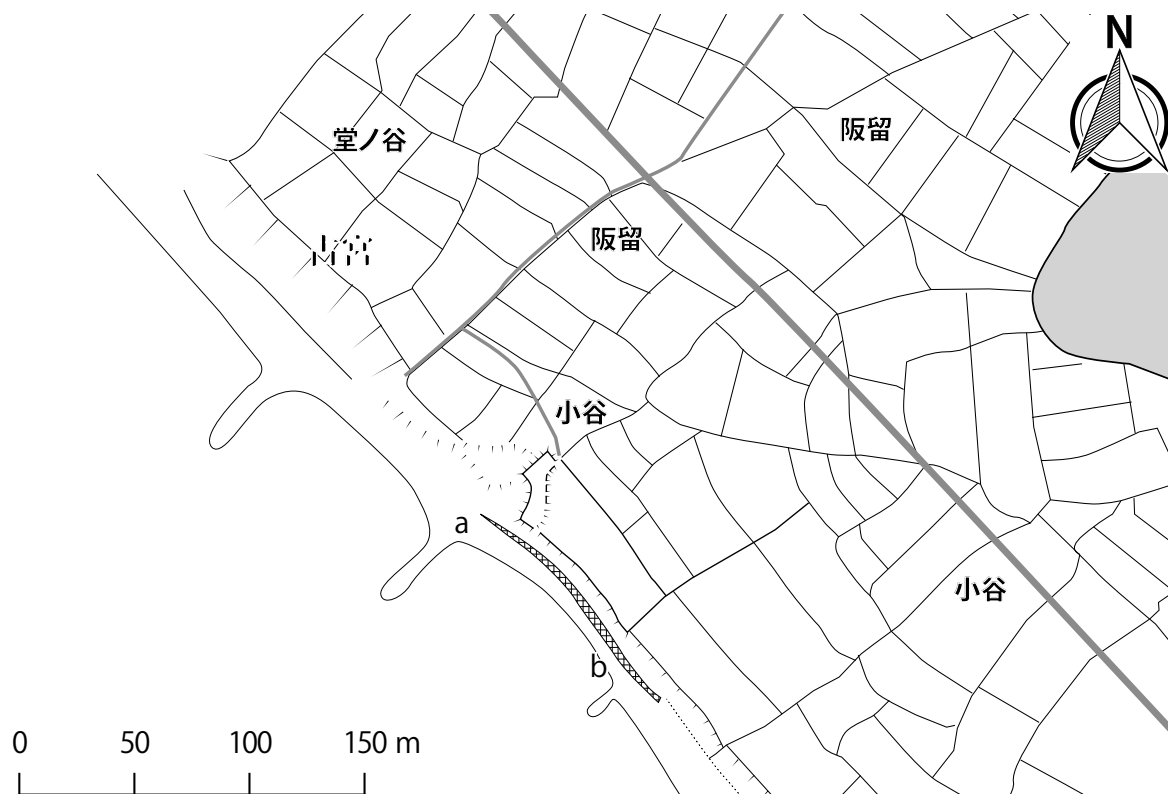


図6 航空写真（国土地理院撮影の空中写真：MCG611A-C18-19610601）にみる土地区画と立体視の結果

れ、北西隅にタンクが設けられている。北西面の用地境界には用水路が設けられ、海に面する南縁辺部には松の植樹がなされており、土塁のような地形の高まりは確認できなかった。海浜部に面する南側は、2 m程度の段差があり、間知積による石垣が築かれている。この石垣の目地にはコンクリートが入り、また壁面の所々で直径15cm程度の土管が開口しているのが確認できたため、この石垣が台場や砲台に伴うものではないと判断できた。

分布調査の結果からは、古宮台場があったと考えられる範囲には近世陶磁等の散布もなく、明瞭な遺構は存在しなかった。ただし旧地形と考えられる海岸崖は存在しているため、コンクリートの下層や現石垣の背面に遺構・遺物が存在する可能性は否定できない。今後の調査に期したい。

6 まとめ －台場・砲台研究事始－

ここまでの検討で明らかになったことは以下の通りである。

古宮台場は文久3年に姫路藩によって構築され、明治維新以後「小谷砲台」として陸軍省の所管となり、明治11年に内務省へと返附された。台場の平面形は長方形を主として、旧地形の影響から北西部で屈曲する。海浜部には土塁が設けられ、3門の大砲が設置可能であった。背面となる北東側には土塁がなく、路次を扼する構造も見られないことから、古宮台場は船舶への砲撃を目的としたものであったと考えられる。現地表面では遺構・遺物は確認できなかったが、地下にはそれらが埋蔵されている可能性がある。

本稿では、これまであまり検討されることのなかった、明治期の陸軍史料を見出したことで、詳細が不明であった古宮台場について位置・構造を明らかにすることができた。今回の検討に併せて、高砂台場や飾万津台場についても、同様に位置や構造について見通しを得ており、続報を予定している。

また、今回は紙幅の都合上触れ得なかったが、陸軍による明治時代以後の台場＝砲台の取扱いについても検討する余地がある。明治22年（1889）までは、旧台場は砲台として管理されているにも関わらず、大蔵省と内務省へと返附先が異なることや、各藩から陸軍への移管のあり方、明治22年（1889）に払い下げられる経緯などを明らかにすることで、それぞれの台場・砲台を地域に位置づける基礎作業が整うものと思われる。

【参考文献】

- 飾磨郡教育會編1927『飾磨郡誌』
- 森山英一1970『名城と維新』日本城郭資料館出版会
- 兵庫県1988『兵庫県史』史料編 幕末維新 1
- 原剛1988『幕末海防史の研究——全国的にみた日本の海防態勢』名著出版
- 高砂市市長公室市史編纂準備室編 1997『高砂市史編集資料 1 高砂雑誌（全）』
- 兵庫県1998『兵庫県史 史料編 幕末維新 I』
- 姫路市史編集室2001『飾磨県布達』第9巻
- 原剛2002『明治期国土防衛史』錦正社
- 高砂市2005『高砂市史』第5巻史料編
- 兵庫県教育委員会編2013『兵庫県の台場・砲台』
- 国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>)